

民生委員・児童委員の
ひろば

2024

7

July

支えあう 住みよい社会 地域から

特集

孤独・孤立対策に向けた 地域ぐるみにおける取り組みの強化

解説 内閣府 孤独・孤立対策推進室

インフォメーション 全国民生委員児童委員連合会事務局

- 〈実践事例紹介〉なりて確保と定着に向けた取り組みを考える 第3回

担い手不足解消(通称・NBK)チームの推進
NBKチーム(滋賀県大津市)

- 全民児連NEWS

「民生委員・児童委員LINEスタンプ」を販売!
令和6年5月10日に販売を開始しました

- 知っておきたいハラスメント

ハラスメントによる人権侵害②



孤独・孤立 対策に向けた 地域ぐるみにおける 取り組みの強化



令和6(2024)年4月1日、「孤独・孤立対策推進法」が施行され、地域の多様な関係団体による支援や組織間の連携、官民連携の取り組みがすすめられています。

民生委員・児童委員(以下、民生委員)は、これまでも地域における見守りや支え合い等の取り組みをとおして、孤独・孤立対策につながる活動を日常

的に行ってきましたが、今後は、こうした動きと連携して、一層幅広い主体とともに「地域ぐるみ」で孤独・孤立を防いでいくことが求められます。

本特集では、政府や地方公共団体がすすめている具体的な取り組み等を紹介するとともに、孤独・孤立対策において、民生委員の活動に期待される役割等を解説します。

その後も、政府における孤独・孤立対策は着実に進展を見せており、孤独・孤立対策推進法(以下、法)が施行された令和6(2024)年度は、孤独・孤立対策の発展のターニングポイントといえます。国・地方公共団体におけるさらなる取り組みの進展が求められており、社会のあらゆる分野に、孤独・孤立対策の視点が組み込まれることが目に見えるよう、政府をあげて取り組みをすすめています。

このように状況に鑑み、本号では、国や地方公共団体の孤独・孤立対策の具体的な取り組み等を中心に、前回号にさきなり解説を加えました。

このような状況に鑑み、本号では、国や地方公共団体の孤独・孤立対策の具体的な取り組み等を中心に、前回号にさきなり解説を加えました。

地域ぐるみでの 孤独・孤立対策の推進にあたって

内閣府 孤独・孤立対策推進室

解説

はじめに

令和5(2023)年11月号の機関紙『ひろば』において、わが国の孤独・孤立に関する現状と課題、孤独・孤立対策推進法の概要および民生委員・児童委員(以下、民生委員)に期待することなどについて解説しました。

法施行までの背景

このように状況に鑑み、本号では、国や地方公共団体の孤独・孤立対策の具体的な取り組み等を中心に、前回号にさきなり解説を加えました。

した単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の劇的な変化がすすみ、地域社会を支える地縁・血縁といった人ととの関係性や「つながり」は希薄化の一途をたどつてきました。

こうしたなかで発生した新型コロナウイルス感染症の拡大とその影響の長期化によって、これまで社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化することになりました。

このように、顕在化・深刻化する孤独・孤立の問題に対応するため、令和3（2021）年2月、孤独・孤立対策担当大臣が指名され、同時に、内閣官房に担当室が設置されました。

以降、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れて対策をすすめていく観点から、政府一體となつてさまざまな対策を講じてきました。

こうした動きのなか、対策を一過性のものに終わらせるのではなく、今後も安定的・継続的に孤独・孤立対策を推進するため、法が制定されるに至り、令和6年4月1日より施行されることとなりました。

ました。

法の施行により、これまで内閣官房において実施してきた、孤独・孤立対策に関する事務は、内閣府に移管されることとなり、内閣府に、内閣総理大臣を本部長とする「孤独・孤立対策推進本部」が、新たな対策の司令塔として立ち上がりました。今後は、内閣府において、法に基づき、より一層本格的な孤独・孤立対策の推進に取り組むこととしています。

孤独・孤立対策に関する 施策について

法は孤独・孤立対策に関する施策として、「孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進や多様な主体の自主的活動に資する啓発」、「相談支援の推進」、「当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上」、「地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援」等について規定しています。

これらの法律に規定する事項に資する重要な取り組みとして、私たち推進室では、さまざまな施策を講じてきました。

対策強化月間」として集中的な広報・啓発活動を実施しました。ま

た、「孤独・孤立相談ダイヤル#9999」として、統一的な相談窓口体制の整備に関する試行実施を複数回にわたり実施してきたほか、各地域において、孤独・孤立を抱える人からの相談を受ける立場になりうる一般層を広く対象とする「つながりサポーター」養成事業の本格実施に向けた検討をすすめています。

また、孤独・孤立対策推進交付金を今年度新たに創設するなど、地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援について、安定的・継続的に実施していくことをとしています。

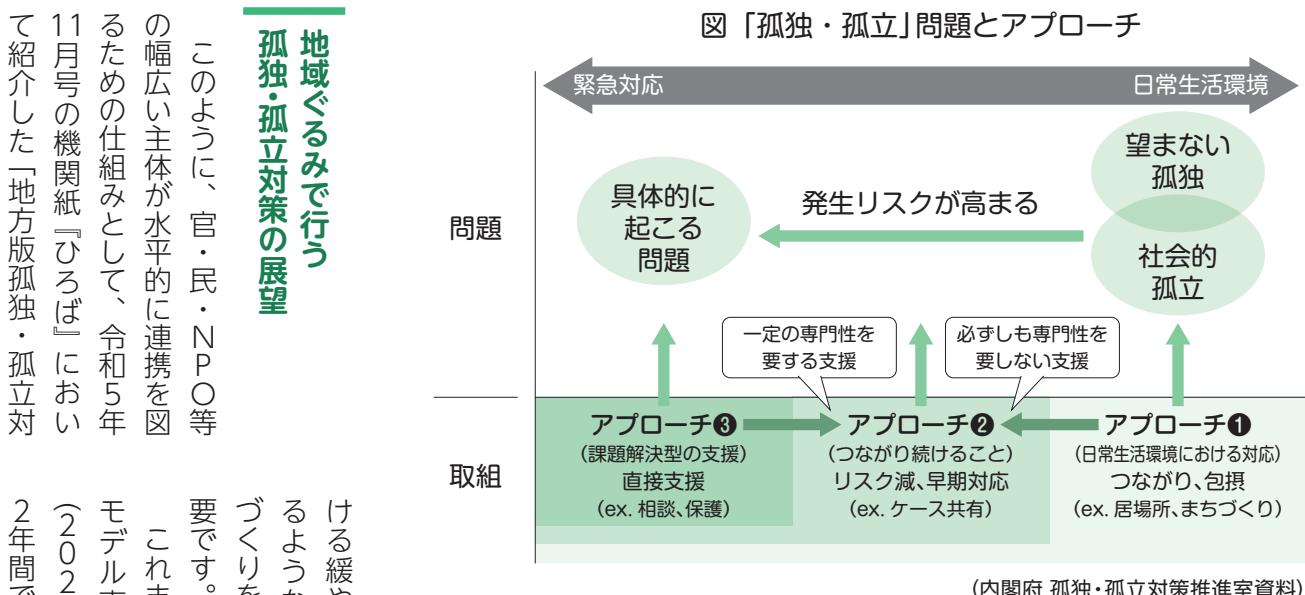
孤独・孤立の状態にある者の 実態とそのアプローチについて

政府がこれまでに実施してきた、孤独・孤立に関する実態把握調査においては、孤独感が「決してない」と回答した人の割合は約2割であり、それ以外の約8割の人には、程度の差はあるものの、孤独感があること、孤独感に強い影響

たとえば、「家族との死別」、病気や怪我等の「心身の重大なトラブル」、「一人暮らし」など、誰もが経験しうるもののが上位に挙げられており、孤独の問題は誰にでも起り得るものであることが浮き彫りとなりました。

このような調査結果をふまえると、誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に関するアプローチとしては、次頁の図に示したように、「具体的に生じた課題を解決するための緊急対応（相談支援体制等）」（アプローチ③※図参照）のみならず、「日常生活環境（地域社会のあらゆる生活環境）における対応」（アプローチ①※図参照）、さらに、「つながり続けること」（アプローチ②※図参照）が、孤独・孤立の予防や早期対応の観点からも重要なとなります。

この点、アプローチ③やアプローチ②の領域を担う主体としては、国のみでは限界があり、官民・NPO等の幅広い主体が水平的に連携することにより、地域ぐるみで各種の対策を講じていく姿が求められます。



(内閣府 孤独・孤立対策推進室資料)

策官民連携プラットフォーム」の構築を支援しています。

法では、関係者の協議の促進等が国および

地方公共団体における努力義務として規定されています。今後は、全

国的にこの地方版官民連携プラットフォーム

の仕組みを広げていくことが求められています。

地域ぐるみで孤独・孤立を防ぐためには、

このようなプラット

フォームの場を通じて、

多様な主体が対等な立場で水平型に連携し、

情報共有を行いながら、

日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりを行っていくことが大変重要です。

地域ぐるみで行う 孤独・孤立対策の展望

のように、官・民・NPO等の幅広い主体が水平的に連携を図るために、11月号の機関紙『ひろば』において紹介した「地方版孤独・孤立対

これまで、政府が実施してきたモデル事業においては、令和4年2年間で、都道府県・政令指定都

市15団体、政令指定都市を除く市町村25団体の合計40団体が地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築に取り組みました。そのなかには、プラットフォー

ムを構築するにあたって、民生委員が取り組みに参画するかたちで、事業を推進している事例も複数あります。

今後は、先進的に取り組みをす

める地方公共団体の事例の他領域への普及を図るなど、全国的な取り組みの推進を後押ししていくことが国の役割として求められています。

今後は、先進的に取り組みをす

める地方公共団体の事例の他領

域への普及を図るなど、全国的な取り組みの推進を後押ししていく

ことが国の役割として求められています。

民生委員・児童委員に期待すること

今後、単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれ、孤独・孤立の問題の更なる深刻化が懸念されるなか、社会に内在する孤独・孤立の問題に対しても、政府として引き続き必要な施策を着実に実施することが重要です。「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人の「つながり」が生まれる社

会」をめざして、多様な主体の連携のもと、支援を必要とする方へのきめ細かく支援が行き届くよう、今後とも政府一丸となつて孤独・孤立対策に取り組むこととしています。

とりわけ、地域の実状をよく知る民生委員の皆さまは、地域における孤独・孤立対策を推進するうえで、重要な存在です。

本機関紙の読者の方々、つまり民生委員の皆さまのお住まいの地域においても、法の施行を受け、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの議論が始まっています。

今後、地方公共団体において地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置し、当該プラットフォームへの参画の相談や依頼があった際には、民生委員の皆さまの口頭からの活動を通じた孤独・孤立対策の推進の観点から、

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの積極的な参画を検討いただくとともに、地域における取り組みへのいつぞうのご協力をお願いします。

地域住民への取り組みや啓発活動に向けて

全国民主委員兒童委員聯合會事務局

本年5月の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」では、既報(※)のとおり、孤独・孤立対策の推進に関する全国キャンペーントンと一体的な民生委員・児童委員活動周知のための取り組み強化を推進しました。

(※)令和6年4月25日付全社民発第14号

社会福祉協議会は、日常的に身近な地域における見守りや助け合い等の活動を推進するとともに、各種の相談支援事業や「コミュニティソーシャルワーカー」等の活動とも連携・協働してきました。さらには、災害の頻発化・激甚化がすむなか、災害時の支援や復旧・復興のため、地域における「ごろがらの支え合い」活動や福祉関係機関のネットワークの重要性も高まっています。

本特集の解説では、社会のあらゆる分野に、孤独・孤立対策の視点が組み込まれることが日にみえるよう政府をあげて、取り組みをすすめているとされています。本年度から内閣官房の孤独・孤立対策に関する事務が内閣府に移管され、内閣総理大臣を本部長とする「孤独・孤立対策推進本部」が立ち上がったことは注目すべき点です。

現在、厚生労働省においては、人々が様々な生活課題を抱えなが

既存施策は盛り込まれる 孤独・孤立対策の視点

今般の取り組みの推進は、こうした状況をふまえ、民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会が一体的に孤独・孤立対策への取り組みをいっそう推進することを目的に広報・啓発活動や支援活動の展開を呼びかけることとしたものです。

らも、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みをすすめています。こうした動きに加え、孤独・孤立対策は社会全体で対応しなければならない問題として厚生労働省と内閣府どが一体となって施策をすすめていくものであり、その意義と影響は大きいといえます。

ない問題として厚生労働省と内閣府とが一体となって施策をすすめていくものであり、その意義と影響は大きいといえます。

継続的な広報・啓発活動に向けて

孤独・孤立に起因するさまざまな生活課題への対応は、すでに民

生委員が日常の活動のなかで取り組んできたことです。そのため地域共生社会の実現に向けた地域の重層的な支援体制の構築による民生委員活動の円滑化とともに、孤独・孤立対策における当事者支援の担いでもある民生委員の活動環境の整備に対する国や自治体の責任と役割は重要です。

あわせて、孤独・孤立対策の広報・啓発とともに、民生委員活動の理解促進に向けた継続的なPR活動を一体的に実施していくことが重要といえます。

٢

なりて 確保と定着に向けた取り組みを考える

第3回

扱い手不足解消

(通称・NBK)チームの推進

NBKチーム(滋賀県大津市)



扱い手不足解消 (通称・NBK)チーム始動の経緯

大津市における民生委員・児童委員(以下、民生委員)の現状として、令和3(2021)年度は、定数に対して3人の欠員状況でしたが、令和4(2022)年の一斉改選時には13人の欠員が生じました。このような状況への危機感や、地域のなかで新たな民生委員を確保する難しさ等を痛感し、地区民児協会長間で、扱い手(以下、なりて)不足の解消に向けた取り組みの必要性が重要な課題とされました。

その後、具体的な取り組みを検討する前に、まずはなりて不足の要因について整理することを目的としたアンケートを実施することとしました。

本チームの概要

本チームは、大津市民児連正副会長、大津市内7ブロック(市内全36地区民児協あり)の民児協代表者、大津市役所福祉政策課(以下、行政)、民児連事務局(大津市社協)(以下、事務局)で構成し、計16名が参画し、

アンケートでは、新任委員、再任委員、地区民協会長に対し異なる内容を伺い、それぞれの立場から見える課題等を把握しました。そして、令和5(2023)年4月、これらのアンケート結果をもとに、次期(令和7年)一斉改選に向けて確保の取り組みを推進していくことを目的とする「扱い手不足解消(通称・NBK)チーム」(以下、本チーム)が始動しました。

具体的な取り組み(5つの事項)

前述のアンケート結果から見える課題等に対して、次期一斉改選に向けて具体的に取り組む事項を次の5点に整理しました。

- ①活動内容・量への負担感→行政等からの依頼業務を整理
- ②活動が大変・難しそうという印象↓民生委員の役割や業務を可視化したマニュアルを作成
- ③「仲間が増えた」というやりがいや、「福祉制度への理解の深まり」といった力量の向上↓36地区民児協から民生委員の取り組みの好事例を収集・整理
- ④新任候補者への民生委員のやりがいの周知強化→やりがい・魅力を伝えるチラシの作成
- ⑤自治会長の交代等、年度をまたぐことによって生じる選任に関する取り組みの課題(新任候補者探し等の引き継ぎ)↓年度内に選任を終えるよう、従来よりも早期に実施

今後の展望

今後、5つの取り組みを標準的な取り組みとして、市内で共有を図っていきたいと考えています。ただし、同じ市でも地区が異なると課題もさまざまであるため、地区ごとに実状に合った取り組み等の検討が必要です。

また、行政からは、本チームを通じて民生委員や地域の関係者との関係が深まり、地域の皆さんとの思いや考えを多く知る機会となっているという声もあります。

次期一斉改選で今回の取り組みの効果が出るよう、引き続き、民児協(民生委員)、行政、社協等の関係者が一体となり、なりての課題に真剣に向き合っていきます。



「民生委員・児童委員LINEスタンプ」を販売!

全民児連では、5月12日の「民生委員・児童委員の日」に向けて、5月10日に「民生委員・児童委員LINEスタンプ」の販売を開始しました。

これは、広く一般に浸透しているメッセージングアプリ「LINE」を

活用し、日々の民生委員・児童委員（以下、民生委員）同士のコミュニケーションの活性化や民生委員の認知度向上を図るための広報ツールです。

このスタンプのキャラクターは全民

児連PR動画「あなたのまちにも編」に登場している、民生委員、主任児童委員のキャラクターを用いており、「お

はようございます」「ここにちは」といった挨拶や、「情報共有です」などの、

日常の委員活動で使いやすいものが多くなっています。単位民児協内のコ

ミュニケーションの活性化や効率化を図るうえで、LINE等のメッセージ

ジャーアプリの活用も検討してみてはいかがでしょうか。

方法1 インターネットで「民生委員・児童委員LINEスタンプ」を検索

1 インターネットで検索



2 LINE STOREで「購入する」を選択



3 購入方法を選択



4 完了



LINEスタンプ購入方法

ご購入はLINE STOREからとなり、次の3つの方法があります。

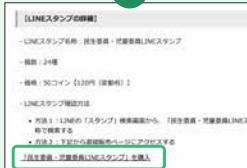
- ・販売個数：24種
- ・価格：50円
- ・TTC20円(変動有)

*スマートフォン以外の携帯では、購入できない場合があります。

方法2 全民児連ホームページから購入ページに移動

1 全民児連ホームページ

2 お知らせページから検索

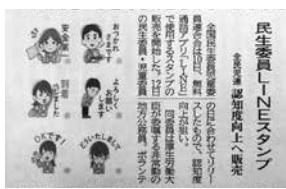


方法3 「民生委員・児童委員LINEスタンプ」の購入二次元コードを読み取る



購入用
二次元コード

民生委員・児童委員LINEスタンプが福祉新聞、YAHOO!ニュースに掲載されました！



『福祉新聞』令和6年5月28日火曜日



購入方法を動画でも紹介していますので、参考にしてみてください。
※ご使用の機種によって操作方法が異なる場合があります。



LINEスタンプ購入手順動画
(アンドロイド版)

